

短期入所

※ この要件は平成25年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

算定要件

基準	解釈通知
<p>2 短期利用加算 30 単位</p> <p>注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。</p> <p>6 栄養士配置加算</p> <p>イ 栄養士配置加算(Ⅰ) 22 単位</p> <p>ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) 12 単位</p> <p>注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1 のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>注2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1 のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>8 食事提供体制加算 68 単位</p> <p>注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提</p>	<p>⑦ 栄養士配置加算の取扱い</p> <p>報酬告示第7の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)が必要であること。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第10の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(Ⅰ)、報酬告示第10の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(Ⅱ)を算定することが可能である。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱い</p> <p>報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の⑪を準用する。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。</p>

供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 緊急短期入所体制確保加算

40 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第2項に規定する空床利用型事業所をいう。10において同じ。))を除く。))において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する3月において10の緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める基準

十九 介護給付費等単位数表第7の9の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者(現に指定短期入所を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。))を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ 算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

2の(6)の⑩

⑩ 食事提供体制加算の取扱い(第二の2(6)⑩) 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

⑩ 緊急短期入所体制確保加算の取扱い

ア 報酬告示第7の9の緊急短期入所体制確保加算は、緊急に指定短期入所生活介護を受ける必要がある者を受け入れるために利用定員の100分の5に相当する空床を確保している事業所(指定居宅サービス基準第115条第2項に規定する事業所を除く。以下同じ。)の利用者全員に対し加算する。

イ 100分の5に相当する空床を確保するとは、各月ごとに利用定員の100分の5に相当する空床(以下「緊急利用枠」という。)を確保するということであり、一日当たりの利用定員の5%に当該月の営業日数を乗じて得た数とする(端数切り上げ)。例えば、利用定員20人の事業所の場合においては、 $20 \times 5\% \times 30$ 日(四月の場合) = 30となる。

ウ 短期入所の利用者は数日間連続利用することが一般的であり、当該利用者を円滑に受け入れる必要があることにかんがみ、一月の間(暦月)においては、緊急利用枠は同一ベッドとすること(例えば、四月において緊急利用枠が30の場合、毎日、同じベッドを緊急利用枠とすること)。なお、イにより算出した緊急利用枠の数が、毎日一床を確保するための数に満たない端数の場合や、毎日一床を確保するための数を超過して端数が生じる場合は、当該端数分について、連続する期間の同一ベッドを緊急利用枠とすること(例えば四月において緊急利用枠が15の場合、15日間連続して同一ベッドを緊急利用枠とすること。また、緊急利用枠が四十の場合、30日間連続する同一ベッドと10日間連続する同一ベッドを緊急利用枠とすること)。また、緊急利用枠の数が、毎日一床を確保するための数に満たない事業所の場合は、毎日一床を確保するために必要な数を上限として、緊急利用枠とすることができる。

エ 前三月における稼働率が100分の90以上であることが必要であるが、前三月における実績は各月で満たす必要はなく、三月平均で差し支えない。

当該要件は、当該加算に該当するものとして届出を行う際に満たしていればよく、その後も維持しなければならないものではない。

12 送迎加算

186 単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(国、地方公共団体又はそのみの園が設置する指定短期入所事業所(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める送迎

二介護給付費等単位数表第7の12の注の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。)が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。)の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、そのみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

い。ただし、当該加算を算定しなくなった後に再度当該加算を算定しようとする場合は、当該要件を満たす必要がある。

なお、ここでいう利用延人数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。

オ 緊急利用枠を確保していることについて、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズに対応する事業所であることを明確化すること。また、緊急利用者の受入促進及び空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は、基幹相談支援センターへの情報提供その他適切な方法により、月一回程度、空床情報を公表するよう努めること。

カ 緊急短期入所体制確保加算の算定を開始した月以降において、連続する三月間に緊急短期入所受入加算の算定実績が無い場合には、続く三月間は当該加算は算定できない。なお、実績については毎月記録するものとし、所定の実績がない場合については、直ちに第一の5の届け出を提出しなければならない。

⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第7の12の送迎加算については、送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

報酬告示第7の13及び14の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑮を準用する。

2の(1)の⑮

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(共同生活介護事業所(単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。))を除く。))において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。))において行う場合(単独型事業所を除く。))にあっては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあっては1000分の17に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※別に厚生労働大臣が定める基準

二十 介護給付費等単位数表第7の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第二号

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。))の改善(以下「賃金改善」という。))に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。))において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。))に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和

効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百七十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

○ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、1 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 9 に相当する単位数(共同生活介護事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては 1000 分の 10 に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については 1000 分の 8 に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については 1000 分の 23 に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については 1000 分の 6 に相当する単位数を加算する。ただし、13 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める基準

二十一 介護給付費等単位数表第 7 の 14 の注の厚生労働大臣が

⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

報酬告示第 7 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の(1)の⑮を準用する。

2 の(1)の⑮

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容につ

定める基準第三号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第三号

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

いては、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 24 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。